

**主題：児童虐待対応専門職の人材育成への考察**

**－裁判記録を用いた事例研究会の活用－**

○ 帝京平成大学 齋藤知子 (006029)

キーワード：児童虐待、裁判事例研究、人材育成

**1. 研究目的**

本研究は、児童虐待死亡事例について、行政機関による検証報告と報道内容等を参照して、当該事例の裁判記録等を用いて再検証する。検証結果から事例研究会用の資料を作成し、裁判記録を用いたことで見えてきた新たな視点、側面を加味し、どのような対応が望ましいのか、事例研究会を開催し、考察する。実際の事例に対して、今まで見えていなかった加害者である親の視点を加えることで、児童虐待に関わる専門職の人材育成に活用する方法について提案し考察する。

**2. 研究の視点および方法**

こども家庭福祉に関わる者の専門性の向上策については、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（以下「令和4年改正法」という。）において、新たなこども家庭福祉のソーシャルワーカーに関する資格（以下「認定資格」という。）に関する事項が盛り込まれた。

児童虐待に対応する各機関に配置される専門職の増員や高い資質を持った人材が必要となるが、専門的技術に関する指導及び教育プログラムは充分といえない。

本研究では、児童虐待死に関する行政の検証報告と刑事裁判記録（捜査によって解明された事件の全体像及び弁護側が弁明した虐待親側の事情を含めて）を対比する中で、明らかになった事実について、これを児童福祉分野の司法福祉を担う対人援助専門職の専門性を向上させる人材育成の視点から受け止めることによって、児童相談所等の見立ての誤り、介入の失敗を検証するという課題を超えて、児童虐待対応の専門職が児童虐待の発生プロセスについての認識と洞察を深めることの必要性と重要性を問題提起し、事例研究会という形でその有効性を示す。

**3. 倫理的配慮**

検討に使用した事例は、行政機関によるインターネット上の公表報告をもとに、所轄検察庁に申請し許可された事例である。個人情報保護法に基づき、閲覧記録はすでに氏名や住所などは保護されている。事例研究を行うにあたっては当事者のプライバシーを配慮し、年月日、発生地域などが特定出来ない形で表記し、事例の主旨を変えない程度の一部修正・省略を行った。また、加害親、被害児の年齢等は公表報告の範囲内とする。事例研究会では、研究の趣旨、自由意思による参加、中止の自由、匿名性などについて、参加者に書面にて確認し実施している。

また、本研究では、科研費事業（齋藤知子・基盤研究C・23520751）「児童虐待死の司法福祉的分析とソーシャルワーク実践のあり方について」（平成23年～26年）で児童虐待裁判記録を分析し得られた成果から、さらに現在は、科研費事業（齋藤知子・基盤研究C・17K04704「児童虐待対応専門職育成のための教育プログラムの開発」（平成29年～32年）、「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」（研究代表者 森田展彰「全国調査データベースを用いた児童虐待の予防・早期介入システムの開発」の研究分担し、重篤事例の分析を行っている。そのため、研究の成果はすでに所属学会の大会などで報告しているため、報告の一部については重複する。

本研究については、開示すべきCOIはない。

#### 4. 研究結果

行政による検証報告は、行政側の視点のみで行っているため、不足している情報が多く、なぜ死亡に至ってしまったのか、原因を見つけることが難しい。そこで本研究の裁判記録等を加味することで、より多くの情報が得られ、家族の抱える問題に近づくことが出来る有効な方法である。さらにそれを用いて、事例研究会を開催し、問題点の抽出と適切な対応について議論することで、今後の似たような事例に対する視点が的確になり資質の向上、実践に役立たせることが出来る。

現在までの事例研究会では、参加者からは裁判事例研究の有効性について、事件から時間を要することを除いては、人材育成としては重要な意義を持つとの意見を頂いた。

しかしながら、定期的な開催には至らず、効果測定が出来ているとは言えない。今後は、さらに事例の蓄積や定期的な研修体制への導入などを実施しテキスト化を目指し、研究を進めていきたい。

#### 5. 考察

実際に事例が進んでいる際には、加害親は「家庭内の状況」や「被害児」を隠そうとすることが多く、「見せないようしている」ため、対応している側からは真実を見ることが難しく「見えない」。裁判記録はすでに子どもが亡くなってしまっているため、あとになって「見えてきた」ことであり、また加害親が否認している事件だと、今後に生かせる供述が出てこないこともある。

しかし、今までに再検証、事例研究会を実施した10事例では、裁判記録の検証によっていくつかの介入のターニングポイントが明確になった。繰り返し事例研究を行うことで、事例にいくつかの共通点と、各事例の個別性があると分析することが出来、さらに事例研究会に参加することによって、臨床的な感覚や見識を共有し合う場の設定を行うことが重要であり、有効な人材育成のための研修方法となることが考察できる。